

三鷹市ゆかりのアスリート支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三鷹市（以下「市」という。）にゆかりのあるアスリートの活動を支援することにより、その健闘を期待し、もって市のスポーツの推進と奨励を図るとともに市から世界を舞台に活躍するアスリートの輩出に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内の事業所に勤務している者

ウ 市内の学校に通学している者

エ 過去にアからウまでのいずれかに該当していた期間を有する者

オ アからエまでに掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

(2) オリンピック・パラリンピック競技 直近の夏季及び冬季オリンピック・パラリンピック競技大会において実施が予定される競技をいう。

(3) オリンピック等 オリンピック・パラリンピック競技大会及び国際競技大会をいう。

(4) 支援対象施設等 三鷹市市民体育施設条例（昭和48年三鷹市条例第24号。以下「市民体育施設条例」という。）別表に定める三鷹市総合スポーツセンター及び同条例第12条第3項に規定する体育施設の設備及び器具をいう。

(支援の対象者)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する市民である個人に対し、支援するものとする。

(1) オリンピック・パラリンピック競技の全国組織におけるオリンピック等に向けた強化選手に指定されている者又はこれに相当する者

(2) 毎年度東京都が定める東京都アスリート認定制度実施要綱に規定する「東京アスリート認定選手」として認定されている者

(3) 支援対象施設等の使用日前4年以内にオリンピック等に出場した者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

(支援の内容)

第4条 支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 支援対象施設等（トレーニング室及びランニング走路を除く。）の貸切使用

(2) 支援対象施設等の使用料の免除

2 前項第1号の支援対象施設等の貸切使用は、1月当たり10区分の使用を限度とする。

(支援の申請手続)

第5条 前条第1項の支援を受けようとする者は、使用日の属する月の3月前の12

日から使用日の7日前までの間に、三鷹市ゆかりのアスリート支援申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、1の年度において、2回目以降の申請を行う場合には、使用日当日までに申請書を提出することができる。

2 申請書は、強化選手又は認定選手としての証明書類等若しくはオリンピック等への出場に係る競技派遣依頼書の写し又はこれに代わる証明書類等を添付するものとする。ただし、マスコミ等に報道された者は、その報道記事をもってこれらに代えることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、支援の適否を審査し、適当であると認めるときは、速やかに三鷹市ゆかりのアスリート支援承認書（様式第2号）を交付する。

（被支援者の責務）

第6条 第4条第1項の支援を受けた者（以下「被支援者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長を訪問し、その旨報告するものとする。

(1) オリンピック等に出場することが決定したとき。

(2) オリンピック等に出場したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

2 被支援者は、次に掲げる事項について、可能な限り市に協力するよう努めなければならない。

(1) 市が主催又は共催する事業における講演又は教室等への参加等

(2) 支援対象施設等使用時における市民を対象とする見学

3 被支援者は、支援対象施設等のルール及びマナーを遵守しなければならない。

（指定管理者に関する読替え）

第7条 市民体育施設条例第3条の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号中「三鷹市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第2号中「三鷹市長氏名」とあるのは「指定管理者氏名」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

三鷹市ゆかりのアスリート支援申請書

（あて先）三鷹市長

年 月 日

申請者	氏名
	住所
	電話
	競技名

使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
使用施設	第一希望 (面)	使用予定人数 人
	第二希望 (面)	
使用目的 (できるだけ詳しくお書きください。)		
設備及び器具		
今後出場を予定している大会等		

※ 申請書の提出期間は、使用日の属する月の3月前の12日から使用日の7日前までです。ただし、1の年度において、2回目以降の申請を行う場合には、使用日当日まで提出することができます。

※ 上記枠内に必要事項を記入してください。

※ 強化選手又は認定選手としての証明書類若しくはオリンピック等への出場に係る競技派遣依頼書の写し又はこれに代わる証明書類等を添付してください。

-----下欄には記入しないでください。-----

決定欄	許可 ・ 不許可	連絡欄	/ 様	
決定理由	第3条	第1号	第2号	第3号 第4号
備考				

課長	係長	係

	月日	担当
入力	/	
入力確認	/	
システム確認	/	
承認書出力	/	
承認書渡	/	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

三鷹市ゆかりのアスリート支援承認書

様

三鷹市長 氏 名 印

下記のとおり、施設の使用を承認します。

使用日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
使用施設	
条件等	[使用目的] [使用人数] 人
備品明細	